

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

粕江市の財産である「水と緑」は、市民の暮らしに潤いや安らぎを与えてくれる貴重な資源であり、市民の憩いの場として未来へ引き継ぐことが大切です。また、気候変動の将来予測による適応の考え方等、新たな視点も取り入れつつ、環境課題の解決に向けた対策に取り組んでいくことも大切です。

そのため、この貴重な「水と緑」の保全や緑化の推進に対して、市民、団体、事業者、関係機関、行政が連携・協働して取り組むとともに、そこに生息する多種多様な生物の保全を行う等、「**自然を大切に**するまち」を目指します。また、低炭素社会の形成やごみの減量化、資源化を推進する取組等を引き続き実施していくとともに、環境に対する意識の向上を図っていきます。

また、快適で安全な道路の整備や交通環境の向上等の都市基盤の整備に努め、「粕江に住み続けたい」と思ってもらえるような良好な居住環境や美しい街並みの創出を図ることが大切です。

そのため、歩行者、自転車、自動車が共に安全かつ効率的に通行できる幹線道路や生活道路の体系的な整備を推進するとともに、適切かつ計画的な土地利用の誘導、とりわけ地域の特性を活かした調和のとれた街並みと駅周辺を中心とした拠点空間の形成を図ることで、「**快適に暮らせる**まち」を目指します。さらに、近年増加傾向にある空家等の適切な管理や利活用の促進にも努めていきます。

1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

2 安心して暮らせる安全なまち

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

4 子どもがのびのびと育つまち

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

8 持続可能な自治体経営

施策7-① 水と緑の快適空間づくり

- 方向性1 緑の保全・創出
- 方向性2 水環境の保全・再生
- 方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理
- 方向性4 多種多様な生きものとの共存

施策7-② 都市環境の確保

- 方向性1 脱炭素社会の推進
- 方向性2 気候変動の影響への適応
- 方向性3 公害防止対策等の推進
- 方向性4 美化活動の推進

施策7-③ 循環型社会の推進

- 方向性1 ごみの減量化の推進
- 方向性2 ごみの資源化の推進
- 方向性3 環境への配慮
- 方向性4 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理

施策7-④ 下水道機能の維持・向上

- 方向性1 下水道施設の維持管理
- 方向性2 治水対策の推進
- 方向性3 健全な事業運営

施策7-⑤ 市街地整備の推進

- 方向性1 地域拠点の機能強化
- 方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
- 方向性3 市民参加・市民協働のまちづくり
- 方向性4 快適な住環境の創出

施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

- 方向性1 都市計画道路等の計画的な整備
- 方向性2 道路・橋梁の適切な管理・長寿命化
- 方向性3 交通事故の抑制
- 方向性4 自転車利用の推進

施策7-① 水と緑の快適空間づくり

目指す姿

身近な緑や多摩川をはじめとした自然環境が子どもたちに引き継がれ、人と生きものが共生しています。また、憩いや交流、自然鑑賞等様々な目的や地域性を踏まえた公園が整備されており、市民に親しまれています。

施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-① 水と緑の快適空間づくり

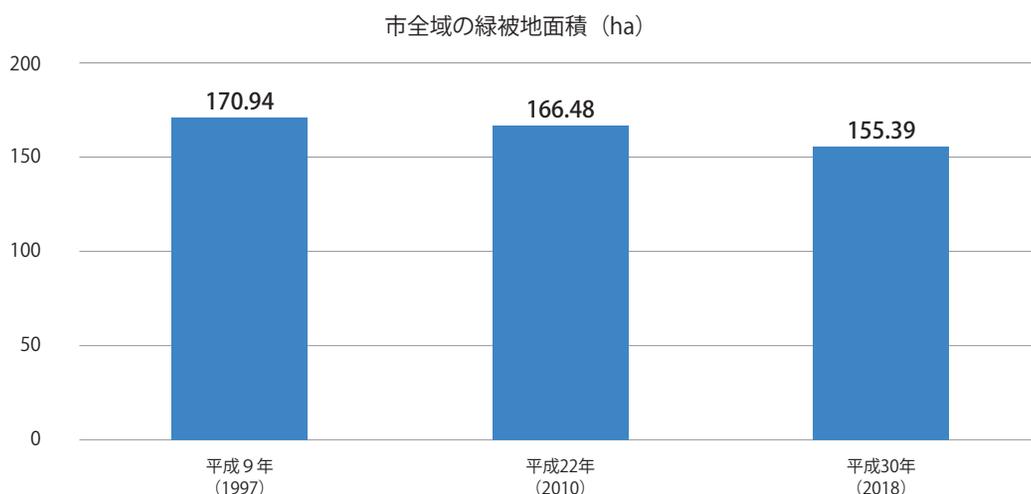
- 方向性1 緑の保全・創出
- 方向性2 水環境の保全・再生
- 方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理
- 方向性4 多種多様な生きものとの共存

施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	市内の緑が豊かだと感じている市民の割合(%)	◆市民アンケート	83.9	88.0

■ 施策の現状と課題

- 市民意識調査において、狛江市が住みよいと回答した人の理由の第1位が「水と緑が豊かなまちだから」となる等、市民の緑や水環境への関心・ニーズは非常に高い状況にあるものの、樹林地や農地の宅地化等により、市内の緑の減少が進んでいます。
- 市民が親しみ、また、災害時には広域的な防災拠点となる都立公園の和泉多摩川緑地への誘致に向けて、狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想を策定し、東京都との協議を継続して実施しています。今後は、引き続き東京都との協議を進めるとともに、市民の気運を醸成する取組が求められます。
- 開発行為等に伴い、児童遊園の提供を受けることから、児童遊園の数は年々増加しています。一方、面積が狭小であり、画一的な整備となる場合が多いため、多様な活用をすることが難しい状況にあります。また、市内の公園については、市内全体にバランスよく配置されているとは言い難いことから、適切な配置計画の検討が必要です。
- 公園の維持管理に当たっては、管理協定団体やアドプト^{※1}団体の協力等を得ながら実施していますが、団体数の伸び悩みに加え、団体構成員の高齢化・固定化に伴い、参加人数や開催回数が減少傾向にあります。
- 生物多様性に対する関心が世界的に高まっています。狛江市においても、かつて身近で見ることができた生きものの生態系が脅かされ、多くの外来種が生息していることから、生物多様性の保全と持続可能な活用を推進する必要があります。



■ 施策の方向性

★方向性1 緑の保全・創出

- 地域制緑地に係る制度等を活用し、樹林地や生産緑地といった民有地等における緑の減少に歯止めをかけるとともに、グリーンインフラ^{※2}の視点をもって緑の保全・創出に向けた取組を進めます。
- 公共施設はもちろん、民間施設や住宅地にも緑があふれるよう、緑視率^{※3}の向上等の緑の質にも着目して取り組むとともに、緑道の整備や道路緑化、街路樹の健全な育成・更新を通じて、質の高い緑のネットワークづくりに取り組みます。

方向性2 水環境の保全・再生

- 多摩川統一清掃等により、河川環境の美化に取り組むとともに、多摩川の管理者である国土交通省、野川の管理者である東京都と連携しながら、水環境の整備を推進します。

★方向性3 魅力的な公園の整備・維持管理

- 和泉多摩川緑地への都立公園誘致や都市公園・緑地等の着実な整備により、市民の憩いの場となるような魅力的な公園づくりを進めます。
- 既存の小規模公園の一つひとつに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備を進めます。
- 新たなアドプト団体の設立や団体の会員数の増加に努め、市民による市民のための公園づくりを進めます。



西河原自然公園

方向性4 多種多様な生きものとの共存

- 生物多様性について、水辺の楽校の取組等を通じて市民の認知・関心を高めます。
- 動植物の生息・生育空間を確保するため、緑被地面積の減少抑制や、ハクビシン・アレチウリ^{※4}に代表される在来種に与える影響が大きい外来種の駆除等により、次代を担う若者や子どもたちに大切な自然や経験、機会を残し、伝えていきます。

【用語解説】

- ※1 アドプト：道路や公園等の公共施設の一部区域について、市民団体や企業等の団体が「里親」となり、市に代わって維持管理を行うこと。
- ※2 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続機能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。
- ※3 緑視率：写真に写った樹木等の緑の面積が写真全体に占める割合のこと。
- ※4 アレチウリ：ウリ科の一年生草本で、生育速度が非常に速いつる性植物。特定外来生物に指定されている。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市多摩川利活用基本計画	平成26～令和5年度
狛江市和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想	平成27年度～
狛江市環境基本計画	令和2～令和11年度
狛江市緑の基本計画	令和2～令和11年度
狛江市生物多様性地域戦略	令和2～令和11年度

■ 小・中学生のアイデア



- 天然芝がある、スポーツができる公園をつくる。
- 公園に、木や花をたくさん植える。

施策7-② 都市環境の確保

目指す姿

地球温暖化対策に関する世界的な動向にいち早く反応し、市を挙げて取組に参加することで、地球にやさしいまちになっています。また、集中豪雨や猛暑日を見据えた対策が確立されるとともに、大気汚染や騒音等がない良好な生活環境が確保され、誰もが気持ちよく快適に暮らしています。

施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-② 都市環境の確保

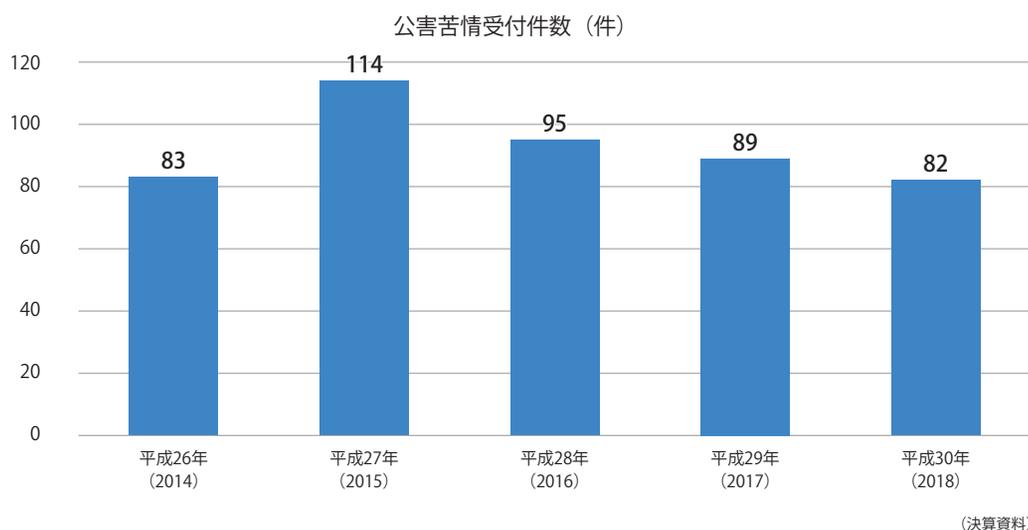
- 方向性1 脱炭素社会の推進
- 方向性2 気候変動の影響への適応
- 方向性3 公害防止対策等の推進
- 方向性4 美化活動の推進

施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(件)	太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)	284	650
2	市内の美化活動に参加したことのある市民の割合(%)	◆市民アンケート	23.8	29.0

■ 施策の現状と課題

- 地球温暖化対策として、これまで街灯のLED化や庁内での電気自動車の導入、カーシェアリング^{※5}の実施等の取組を進めてきましたが、温室効果ガスの一層の削減のために、狛江市の排出量の多くを占める家庭部門及び業務部門の温室効果ガス削減に効果的な取組が求められています。
- 昨今、全国において、これまで経験したことのない高温が記録され、また、災害級の集中豪雨が発生する等、気候変動の影響が大きくなりつつあります。平成30(2018)年12月の「気候変動適応法」の施行に伴い、温室効果ガスの排出削減を目指す「緩和策」に加えて、自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の影響を軽減する「適応策」についても、検討・推進していくことが求められています。
- 大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭等の公害に対しては、国や東京都と連携しながら、発生の抑止に努めており、多摩川・野川の水質、市内の騒音レベルは、概ね基準値を下回る結果となっています。また、空間放射線量についても定期的に確認・公表しており、国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告の目安を大幅に下回る結果が続いています。
- 地域環境の美化に向けて、平成27(2015)年4月に「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」を施行し、平成30(2018)年7月には路上喫煙・歩きタバコに対する罰則規定を設ける条例改正を行う等、取組を進めています。今後は、国や東京都の受動喫煙対策を受け、市においても取組を進めるとともに、屋外の喫煙行為、たばこのポイ捨てが増えることが想定されることから、その対策も講ずる必要があります。



■ 施策の方向性

方向性1 脱炭素社会の推進

- 脱炭素社会の推進に向けて、公共施設から排出される温室効果ガスの削減や事業者の省エネ行動の推進等に取り組みます。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を推進するとともに、市民の省エネ行動の更なる浸透・定着、省エネ型の住宅や家電製品等を選択することに対する意識の向上を図ります。

方向性2 気候変動の影響への適応

- 世界的な問題となっている気候変動に対して、引き続き「緩和策」に取り組むとともに、高温化に対する熱中症対策、集中豪雨に対する浸水対策といった「適応策」にも取り組むことで、安全で快適な生活環境を確保します。



市役所に設置している太陽光パネル

方向性3 公害防止対策等の推進

- 国、東京都、周辺自治体等と連携し、規制・指導・監視等により公害発生の抑止に取り組めます。
- 公害と思わしき事案が発生した際は、原因の特定、除去、規制基準の適否確認、発生源者への指導・助言等を速やかに行うことで、被害の最小化を図ります。
- 放射線量に係るモニタリングや情報提供を継続して実施します。

方向性4 美化活動の推進

- 「狛江市路上喫煙等の制限に関する条例」に基づき路上喫煙や歩きたばこの防止に取り組む、地域環境の美化を図ります。
- アドプト活動の推進や多摩川統一清掃等を通じて、市民に定着しつつある景観保全や環境美化の意識の更なる浸透・拡大を図ります。

【用語解説】

※5 カーシェアリング：登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービス。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市環境基本計画	令和2～令和11年度
狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)	令和2～令和11年度

■ 小・中学生のアイデア



- 年に1回、市民全員で市を掃除する。
- ごみ拾いのイベントを実施し、ごみの重さを競う。

施策7-③ 循環型社会の推進

目指す姿

ごみの処理が適切に行われるとともに、市民・事業者・行政が一体となっごごみの減量化・資源化に取り組んでいます。また、市民一人ひとりがごみの分別・処理方法、世界的な問題に関する知識を有しており、環境美化・環境負荷軽減に対する意識が高まっています。

施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-③ 循環型社会の推進

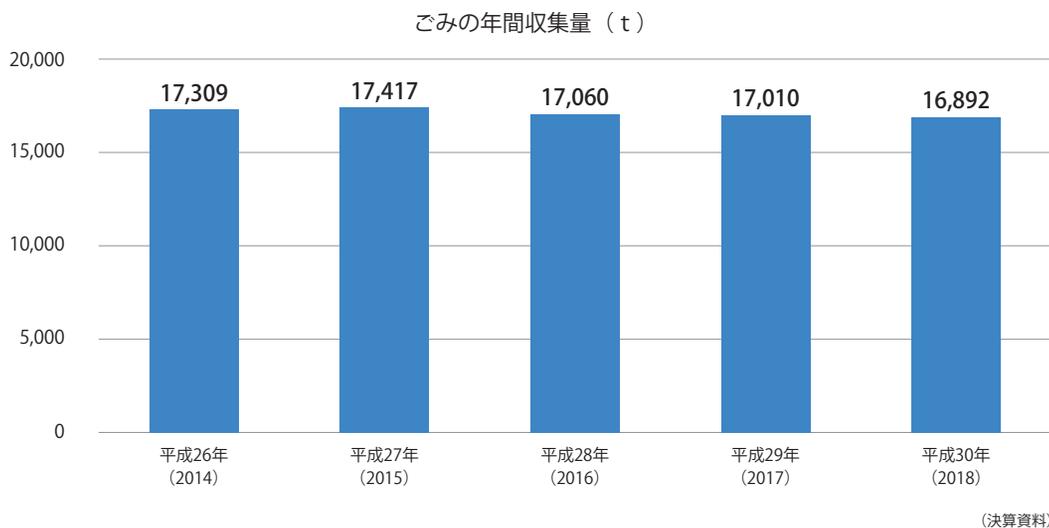
- 方向性1 ごみの減量化の推進
- 方向性2 ごみの資源化の推進
- 方向性3 環境への配慮
- 方向性4 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理

施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	市民一人当たりの年間ごみ排出量(kg/年)	市民一人当たりの年間ごみ排出量	241.75	236.6
2	ごみの資源化率(%)	ごみの総排出量のうち、総資源化量が占める割合	37.3	38.2

■ 施策の現状と課題

- 近年、市民一人当たりのごみの排出量は減少傾向にある一方、事業系ごみについては、微増傾向にあります。今後も、廃棄物減量に向けて、温室効果ガス削減等の環境負荷に配慮しつつ、市民・事業者・行政が協働して4R^{※6}の取組を推進することが求められています。
- 使用済小型家電からの有用な金属類のリサイクルや集団回収等により、ごみの資源化を進めていますが、ごみの減量に向けて、更なる取組が求められています。
- ペットボトルを除く容器包装プラスチックについては、現在可燃ごみとしてエネルギーリカバリー^{※7}をしていますが、パリ協定批准に伴う国際的な温室効果ガス削減の取組の中で、プラスチックごみの排出抑制に向けた取組が求められます。また、プラスチック製のボトルやレジ袋等のプラスチック製品が、川や海での波、紫外線に晒され、劣化することで発生するマイクロプラスチックが、海洋ごみとして大きな社会問題となっています。
- ごみ・資源物の安定的かつ効率的な処理に向けて、平成29(2017)年度にビン・缶リサイクルセンターの大規模改修を実施しました。一方、中間処理施設であるクリーンセンター多摩川は竣工以降定期的な修繕により安定稼動を行ってきましたが、竣工後20年を経過したため、今後大規模修繕を行う必要があります。また、日の出町にある二ツ塚最終処分場における狛江市分の埋め立て処分量は、エコセメント事業^{※8}等により、ゼロを継続しています。



■ 施策の方向性

方向性1 ごみの減量化の推進

- ごみの減量に向けた新たな手法や先進的な取組を研究するとともに、事業者への指導・啓発による事業系ごみの抑制、生ごみの減量化、フードロスの削減に向けた取組等、市民・事業者・行政が協働して4Rに取り組みます。
- 様々な機会を捉えて市民のごみに対する意識の啓発に努めることで、ごみの減量化を図ります。

方向性2 ごみの資源化の推進

- 様々な機会を捉え、分別排出を市民に対してきめ細かく丁寧に呼びかけるとともに、新たな資源化の技術的進展に対応し、多角的な視点からごみの資源化を推進します。



ビン・缶リサイクルセンター

方向性3 環境への配慮

- 温室効果ガスの削減に向けて、ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制していきます。
- 生態系を含めた海洋環境に悪影響を及ぼすマイクロプラスチックの発生抑制に向けて、事業者と協力・連携しながら取組を進めます。

方向性4 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理

- 大規模改修を終えたビン・缶リサイクルセンターについては、定期的な点検・整備による機能保持に努めます。
- クリーンセンター多摩川については、他の構成市と協議をしながら、修繕・更新を計画的に実施します。
- 東京たま広域資源循環組合の組織団体と連携し、最終処分施設の安定稼働に向けて、処分量の削減に向けた取組や施設の適切な維持管理を実施します。

【用語解説】

- ※6 4R：Refuse(断る)、Reduce(減らす)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用)。
- ※7 エネルギーリカバリー：廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。
- ※8 エコセメント事業：焼却灰をセメントの原料として再生利用する事業。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市一般廃棄物処理基本計画	平成23～令和2年度
狛江市公共施設整備計画	令和2～11年度

■ 小・中学生のアイデア



- プラスチックの製品を買わないようにする。
- 買い物の際、エコバッグを使う。

施策7-④ 下水道機能の維持・向上

目指す姿

下水道施設が適切に維持管理されるとともに、集中豪雨や地震といった災害への対策が十分に施されており、市民が安全・快適に下水道を利用できています。

施策体系

7 自然を大切にし、
快適に暮らせるまち

施策7-④ 下水道機能の維持・ 向上

方向性1 下水道施設の維持管理

方向性2 治水対策の推進

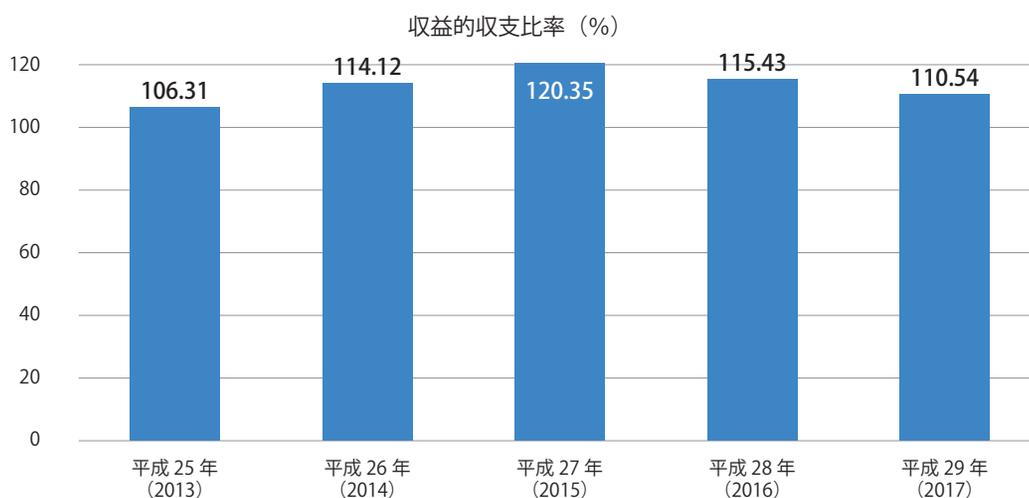
方向性3 健全な事業運営

施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	雨水 ^{カンキョ} 管渠の整備率 (%)	排水面積に対する 雨水管渠の整備率	77.8	80.0
2	雨水浸透ます設置 基数(基)	雨水浸透ますの設 置基数(累計)	10,469	12,100

■ 施策の現状と課題

- 市の公共下水道は昭和44(1969)年から整備を開始し、汚水管(合流管を含む)については昭和54(1979)年にほぼ100%の整備率を達成しました。現在は、「狛江市下水道総合計画」に基づき、下水道施設の修繕・更新や、雨水管の整備を進めていますが、財政負担が大きいため、経営の効率化、財政の健全化が必要となります。
- 近年、全国において災害級の集中豪雨が発生しており、令和元年東日本台風では、市内においても浸水被害が発生しました。そのため、引き続き浸水対策を進めるとともに、下水道施設の耐震化を進める等、インフラの強化を図っていく必要があります。
- 平成25(2013)年4月に「狛江市雨水流出抑制施設設置要綱」を施行し、治水及び地下水保全等のために、官民の事業を問わず浸透ます等、雨水流出抑制施設^{※9}の設置を進めていますが、引き続き雨水流出抑制の必要性を周知し、施設の設置を推進していく必要があります。
- 下水道サービスを将来にわたり安定的に提供するため、公営企業会計^{※10}方式による、中長期的な視点に立った健全な下水道経営が求められています。



※収益的収支比率とは、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益から、総費用をどの程度賄えているかを表しています。

■ 施策の方向性

方向性1 下水道施設の維持管理

- 優先度付けや予算の平準化を図りながら、下水道施設の老朽化対策及び耐震化、重要路線の布設替え^{*11}等を計画的に進めることでインフラの強化を図り、将来にわたって安全・快適に下水を処理できるようにします。

★方向性2 治水対策の推進

- 近年増加する集中豪雨への対策として、雨水管渠、雨水貯留施設、雨水浸透施設等の整備を進めるとともに、事業所や一般住宅への雨水流出抑制施設の普及促進により、河川への雨水の流出を抑えることで、治水対策を推進します。



雨水管渠の工事

方向性3 健全な事業運営

- 公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、自らの経営状況を的確に把握し、これまで以上に効率的かつ健全な事業運営を行います。



中継ポンプ場(東和泉一丁目)

【用語解説】

- ※9 雨水流出抑制施設：雨水を貯留する施設又は地中に浸透させる施設。
- ※10 公営企業会計：地方公共団体が経営する下水道等の企業が、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもの。
- ※11 布設替え：古い下水道管を新しい下水道管に取り替えること。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市下水道総合計画	平成22～令和21年度
狛江市公共施設等総合管理計画	平成29～令和8年度

施策7-⑤ 市街地整備の推進

目指す姿

駅周辺に都市機能が集約し、多くの人々が集い、まちに活気があります。また、自然と利便性、安全性が調和した快適な住環境が整備されています。

施策体系

7 自然を大切にし、
快適に暮らせるまち

施策7-⑤ 市街地整備の推進

- 方向性1 地域拠点の機能強化
- 方向性2 適正な土地利用の誘導
及び景観価値の確保
- 方向性3 市民参加・市民協働の
まちづくり
- 方向性4 快適な住環境の創出

まちの姿7

自然を大切にし、
快適に暮らせるまち

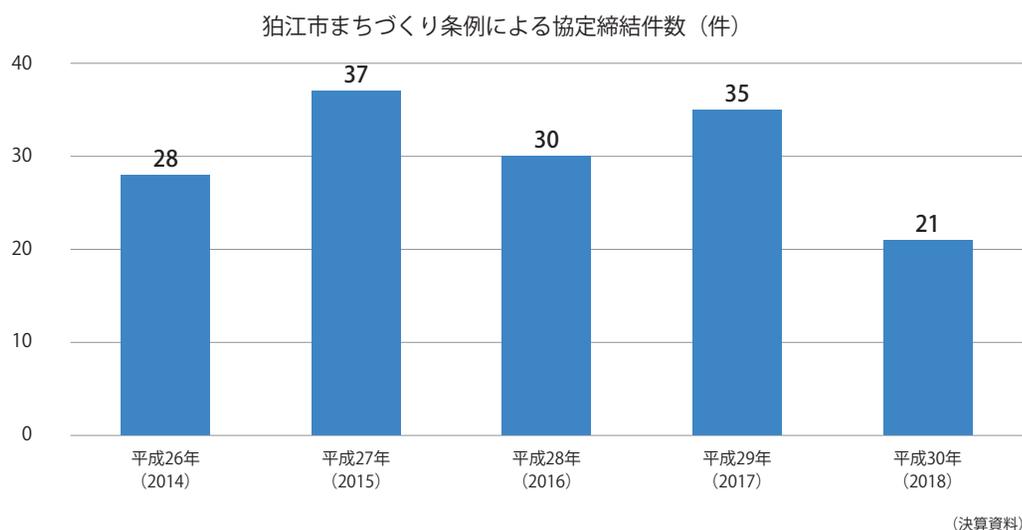
施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	地区計画策定件数 (件)	地区計画の策定件数(累計)	5	8
2	まちづくり協議会 ^{※12} 等の設置件数 (件)	狛江市まちづくり条例に規定するまちづくりグループ ^{※13} 、まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会 ^{※14} の設置件数(累計)	2	5

⑤ 市街地整備の推進

■ 施策の現状と課題

- 市の中心を小田急線が通る等、鉄道駅周辺を拠点としたまちづくりに適した環境にあることから、各拠点に必要な機能を検討・誘導していくことが求められています。
- 岩戸北二丁目や一中通り沿道に新たな地区計画を策定する等、地域実情に即したまちづくりを進めています。今後も、「狛江市都市計画マスタープラン」を改定し、将来都市像の実現に向けて必要な都市機能を確認するとともに、地区計画^{※15}の策定・変更により、土地利用の計画的誘導を推進していく必要があります。
- 住居地域と工業地域が混在する地区における開発の進行、周辺の自然環境と調和しない建築物の建設や屋外広告等の設置、宅地化の進行による農地や屋敷林の減少により、良好な景観形成が阻害されつつあるため、狛江の特徴を活かした景観まちづくりが求められています。
- 「狛江市まちづくり条例」に規定する地区まちづくり協議会やまちづくりグループ等の制度により、市民参加・市民協働によるまちづくりを推進していますが、協議会等の設置件数は伸び悩んでいる状況です。
- 分譲マンションの老朽化に伴う建て替えや住宅確保要配慮者に対する居住支援等、住宅に対する市民ニーズは近年多様化してきています。また、平成28(2016)年度には「狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例」を制定し、空家の適切な維持管理を促していますが、今後は、空家の利活用を検討するとともに、空家の発生抑制や適切な管理を推進していく必要があります。



施策の方向性

方向性1 地域拠点の機能強化

- 高齢化の進展や人口減少といった社会情勢の変化を見据えた、持続可能なまちづくりを進めるために、鉄道事業者等関係機関と連携しながら、狛江駅、喜多見駅、和泉多摩川駅をはじめとした地域拠点の機能強化や商業空間の充実に向けた検討を進めます。

★方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保

- 様々なまちづくりに関する基本的かつ総合的な方針を示す「狛江市都市計画マスタープラン」を改定するとともに、快適な暮らしを実現するために必要な都市機能や居住の維持・誘導の方針を定める「狛江市立地適正化計画」を策定し、市のまちづくりの指針を示します。
- 大規模土地利用の転換や都市計画道路の整備等に併せた適切な地区計画の策定等により、地域の実情に応じた土地利用を誘導します。
- 「狛江市まちづくり条例」及び「狛江市景観まちづくりビジョン」等に基づき、環境やユニバーサルデザインへの配慮を行うとともに、緑や史跡等と調和した狛江らしい景観まちづくりを進め、良好な景観の確保に努めます。

方向性3 市民参加・市民協働のまちづくり

- 「まちづくりグループ」や「地区まちづくり協議会」等の、市民からのボトムアップによるまちづくりの制度の活用をより一層促すことで、市民参加・市民協働のまちづくりを推進します。



狛江駅北口周辺



狛江駅南口周辺

方向性4 快適な住環境の創出

- 分譲マンションの適切な維持管理や周辺と調和した建て替え誘導、住宅の耐震化、住宅確保要配慮者に対する居住支援により、誰もが快適に暮らせる住環境を創出します。
- 空家等の適切な維持管理の促進、空家の発生抑制に努めるとともに、福祉・子育て部門等関係部署と連携し、空家等の利活用についても検討を進めます。

【用語解説】

- ※12 まちづくり協議会：地区の特性に合った基準やルールを導入、当該地区のまちづくりに関する目標や土地利用に関する事項を定めることを目的とする団体。
- ※13 まちづくりグループ：まちづくりに関する考え又は意見を持った者が集まり、学習、意見交換等を行うために活動を行うグループ。
- ※14 テーマ型まちづくり協議会：市のまちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観形成その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動を行うことを目的とする市民団体。
- ※15 地区計画：住民が中心となりルールを定め、地区特性に応じたきめ細かいまちづくりを行うための都市計画法上の制度。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市都市計画マスタープラン	平成24～令和13年度
狛江市住宅マスタープラン	平成28～令和7年度
狛江市景観まちづくりビジョン	平成28～令和13年度
狛江市空家等対策計画	平成30～令和9年度

■ 小・中学生のアイデア



- 狛江駅周辺に大規模な商店街をつくる。
- 空地进行公園にする。

施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

目指す姿

都市計画道路や生活道路の整備、道路や橋梁の適切な管理、交通マナーの向上により、市民が安全・快適に道路を行き交うことができます。また、自転車の利用環境が整い、外出・移動しやすい環境となっています。

施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

- 方向性1 都市計画道路等の計画的な整備
- 方向性2 道路・橋梁の適切な管理・長寿命化
- 方向性3 交通事故の抑制
- 方向性4 自転車利用の推進

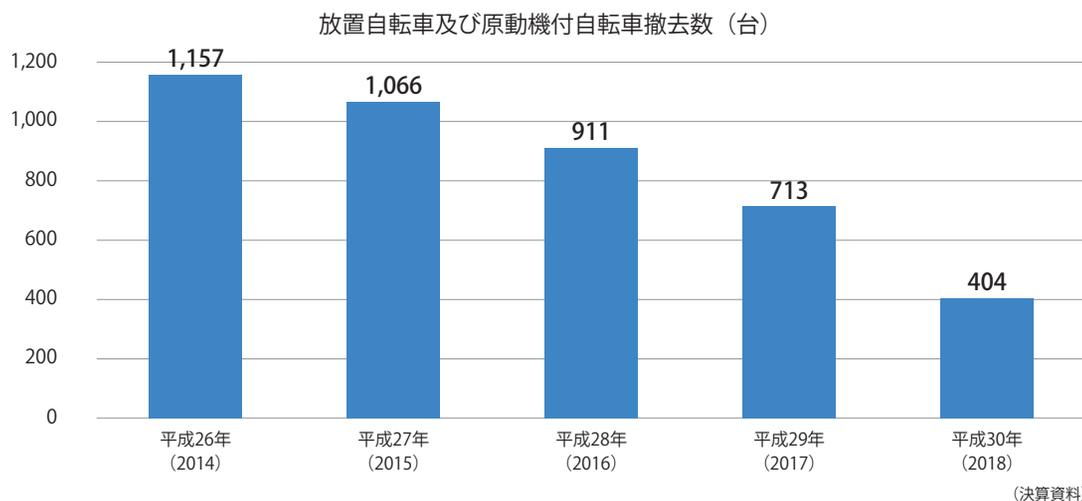
施策指標

	指標名	指標の説明	現状値 (平成30(2018)年度)	目標値 (令和6(2024)年度)
1	修繕を行った道路の延長(m)	道路修繕計画に基づき修繕を行った市道の総延長(計画期間内の累計)	—	9,000
2	市内交通事故発生件数(件)	市内で発生した交通事故の件数	79	60
3	市内自転車関与事故件数(件)	市内で発生した自転車に関与した事故の件数	31	25

※施策指標2・3は、暦年(1月～12月)での集計(現状値:平成30(2018)年、目標値:令和6(2024)年)になります。

■ 施策の現状と課題

- 調布都市計画道路 3・4・16号線(電中研前・岩戸北区間)や市道32号線(八幡通り)、市道34号線の早期整備に向けて、適切な進捗管理に努めるとともに、用地取得に向けた調整を進める必要があります。
- 調布都市計画道路 3・4・2号線(水道道路)の安全確保に向けて、東京都との協議を進めており、平成30(2018)年度には、東京都による事業概要及び測量に関する説明会が開催される等、取組は前進しています。引き続き、早期の整備実現のために、東京都との連携を図っていく必要があります。
- 「狛江市道路修繕計画」や「狛江市橋梁長寿命化計画」に基づき、道路・橋梁の修繕を進めていますが、財政負担が大きいため、円滑に計画を進める方策を検討する必要があります。
- 交通安全教室や交通安全キャンペーンの実施による交通マナーの向上、ハンブ^{※16}の実証実験、ゾーン30^{※17}の設置等により、交通事故の防止を図っており、平成20(2008)年の年間交通事故数が203件だったことに対し、平成30(2018)年は79件と交通事故の減少が進み、東京都内でも交通事故が少ない自治体の一つとなっています。一方、交通事故における自転車事故の割合が東京都内でも高い数値となっていることから、自転車事故の減少に向けた取組を進める必要があります。
- 自転車が関与する交通事故の減少、自転車利用者のマナー向上、自転車走行の連続性・快適性の確保に向けて、「狛江市自転車ネットワーク計画」を策定しました。今後は、同計画を推進するとともに、放置自転車の減少に向けた取組を推進する必要があります。
- こまバスのルート改正やバス停の増設を実施していますが、地域住民の交通利便性の更なる向上が求められています。



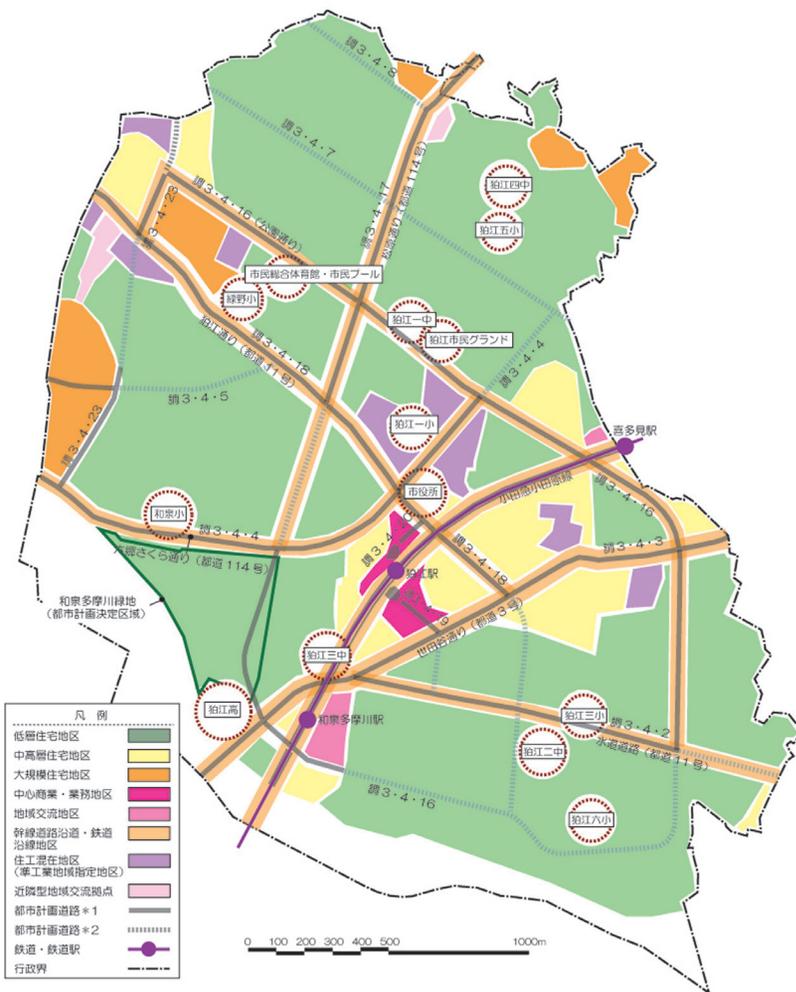
施策の方向性

★方向性1 都市計画道路等の計画的な整備

- 市内の南北方向の幹線道路の整備による市内循環ネットワークの確保に向けて、調布都市計画道路3・4・16号線(電中研前・岩戸北区間)の整備を計画的に進めます。また、市道32号線(八幡通り)及び市道34号線の整備に向けた調整を引き続き進めます。
- 歩行者や自転車の安全確保のために、調布都市計画道路3・4・2号線(水道道路)の整備に向けた東京都との協議、連携を引き続き進めます。
- 新設の都市計画道路については、良好な景観や防災機能の確保に資するよう、無電柱化による整備を進め、沿道空間の充実を図ります。

方向性2 道路・橋梁の適切な管理・長寿命化

- 「狛江市公共施設等総合管理計画」及び各個別計画に基づき、定期的な点検、優先度付け、コストの平準化を行うことで、計画的に道路・橋梁の維持管理・修繕を行うとともに、長寿命化を図り、誰もが快適かつ安全に通行できるようにします。



都市計画道路図

まちの姿7

自然を大切にし、快適に暮らせるまち

⑥

道路・交通環境の充実

方向性3 交通事故の抑制

- 交通安全教室の実施、交通安全施設の新設及び維持管理、ゾーン30の設置、高齢ドライバーの免許証返納の推進等、様々な取組を通じて交通事故対策を進める中でも、特に自転車事故の対策に注力し、自転車による交通事故の抑制に取り組みます。

方向性4 自転車利用の推進

- 平坦であるという市の特性を活かし、自転車移動の促進を図るため、自転車走行空間のネットワークの構築、放置自転車対策の強化、隣接自治体との連携、安全運転の意識啓発、自転車の運転マナーの向上に取り組み、快適かつ安全な自転車利用を総合的に推進します。

【用語解説】

※16 ハンプ：交通安全対策のために、道路の路面に設けられた凸状の部分のこと。

※17 ゾーン30：生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施すること。

■ 関連する主な個別計画

計画名	計画期間
狛江市交通安全計画	平成28～令和2年度
狛江市公共施設等総合管理計画	平成29～令和8年度
狛江市道路修繕計画	平成30～令和4年度
狛江市橋梁長寿命化計画	平成30～令和4年度
狛江市自転車ネットワーク計画	平成30年度～

■ 小・中学生のアイデア



- 自転車専用レーンをつくる。
- シェアサイクルを実施する。